

市立小学校教頭の処分について

加古川市教育委員会

1 概要

市内小学校教頭が、児童に対して体罰を行ったことにより、令和7年9月24日付で、兵庫県教育委員会から懲戒処分を受けた。

2 事案の概要

教職員	事案の概要
市立小学校 教頭 (男性 57歳)	令和7年7月9日、校内において、自校男子児童の両腕をつかんで後退させる中で転倒させる等の体罰を行い、同児童を負傷させた。

3 処分の内容

減給 1/10 3月

4 教育委員会の動き

- 7月9日、校長より事案の報告を受け、事案に至るまでの経緯、関係者への詳細な聞き取りを行い報告書にまとめるよう指導を行った。
- 7月10日、校長から提出された報告書に基づき、当該教頭、校長から聞き取りを実施した。
併せて、被害児童のサポートができる校内体制を整えるよう指導を行った。
- 9月24日、臨時校長会にて事案について説明し、再発防止に向け教育長名で通知を発出し、市内全ての学校に再度周知徹底を図った。

5 被害児童への対応

被害児童の心のケアとサポートに努めるとともに、校内体制の充実を図った。

また、保護者との連携を密にし、被害児童の実情と困り感の把握に努める。

6 各校での再発防止策

- 校内研修の実施（非違行為防止の徹底及び体罰防止研修）
- No！体罰（兵庫県教育委員会資料）の再通知